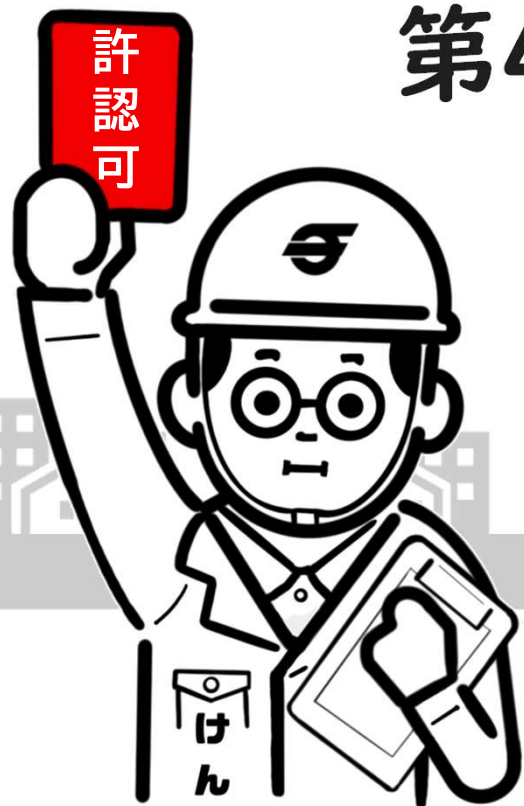


**赤札のけん**と学ぶ

## 建築基準法

### 第43条第2項第2号許可と 建築審査会について



茅ヶ崎市

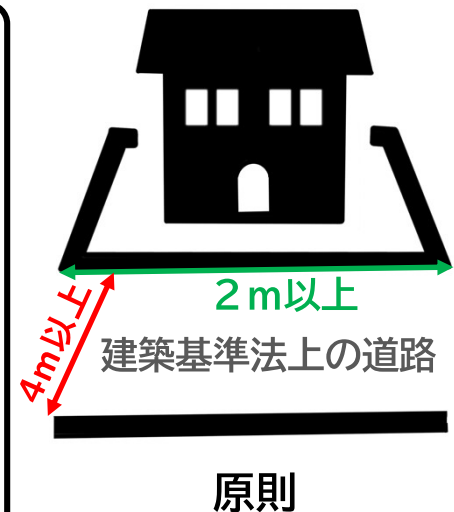
# 1 建築物の敷地と道路の関係

・ 建築物の敷地は、原則として4 m以上の「道路」に2 m以上接していなければなりません。

## ●建築基準法上の「道路」とは

◆以下のいずれかに該当する幅員4 m以上のものを「道路」と呼びます。

- ① 道路法による道路  
・・・法第42条第1項第1号道路（公道）
- ② 都市計画法等による道路  
・・・法第42条第1項第2号道路（私道）
- ③ 建築基準法ができる前から存在していた道  
・・・法第42条第1項第3号道路（公道 or 私道）
- ④ 事業計画があり2年以内に執行予定で指定を受けた道路  
・・・法第42条第1項第4号道路（公道 or 私道）
- ⑤ ①～④以外で、茅ヶ崎市からその位置の指定を受けた道路  
・・・法第42条第1項第5号道路（私道）



◆また、以下の幅員4 m未満のものも「道路」と呼びます。

- ⑥ 建築基準法ができる前から存在していた道で、茅ヶ崎市が指定したもの  
(その中心線からの水平距離2 mセットバックした線を道路の境界線とみなす。)  
・・・法第42条第2項道路（公道 or 私道）

## 2

# 建築基準法第43条第2項第2号許可

- ◆ 道路に接していなくても、周囲に広い空地があり、茅ヶ崎市が交通上・安全上・防火上及び衛生上支障がないと認め、建築審査会の同意を得て、市が許可した場合には、例外的に建築が認められます。これを第43条第2項第2号許可と呼びます。



# 3

## 許可制度の歴史的背景と意義

～平成11年以前

●建築確認を行う行政の建築主事が、接道義務の例外を判断していた。



平成11年法改正以降～

●指定確認検査機関の誕生  
→建築確認の審査が民間へ開放

●建築審査会の同意  
→専門知識を持つ第三者が判断する公平な審査体制を整備

昔は市や県の建築主事が判断していたよ

## 4 建築審査会のメンバーと役割

(法第78条、79条)

- 法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生、行政に詳しい5人以上の専門委員で構成されています。
- 主な業務は、①特例許可の同意、②不服申し立ての判断です。
- 許可の条件を公平に判断する第三者機関です。
- 公平性と専門性を持ち、厳正な審査を行います。



法律

経済

建築

都市計画

行政

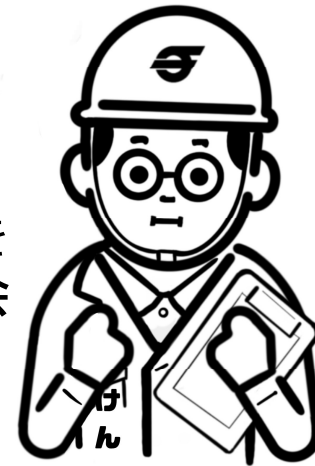
茅ヶ崎市の場合

# 5

## 建築審査会の同意と許可

- ◆ 許可が必要な案件は、平成11年に茅ヶ崎市が定めた「許可基準」に基づき茅ヶ崎市が審査し、許可相当と判断すれば、建築審査会へ付議します。  
そこで同意を得て、市が許可した場合に例外的に建築が認められます。

- ◆ 付議が不要なケースも有り、  
平成12年に建築審査会が定めた「包括同意基準」を満たす場合は、茅ヶ崎市の審査で許可し、建築審査会には事後の報告となります。

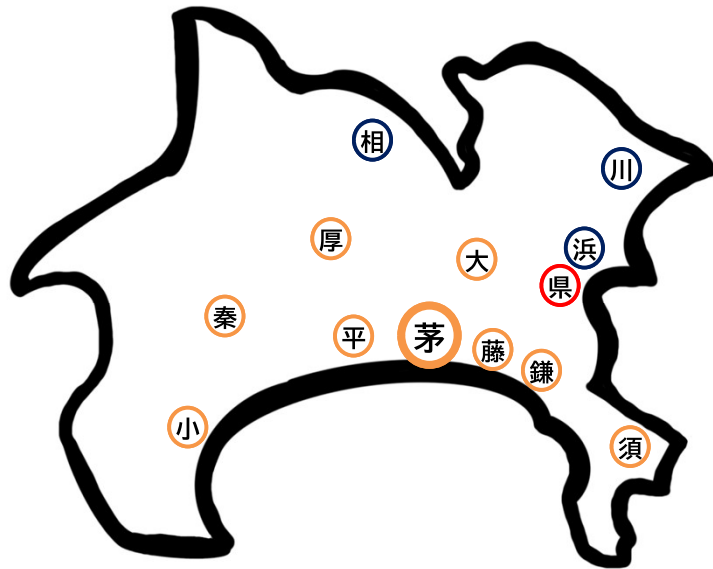


審査を円滑かつ公平に行うために、「許可基準」あるいは「包括同意基準」を用意しているよ！

※包括同意基準：許認可事務の迅速化を図るため、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして扱う基準などを定めたもの

## 6 神奈川県内の各特定行政庁の取扱い

- ◆ 茅ヶ崎市を含む神奈川県内の<sup>※</sup>特定行政庁でも、同様に建築審査会の同意を得て、許可を行っています。
- ◆ 全国または県内で合同の協議会等を行っており、他特定行政庁との連携や情報共有を図りながら、適正な運用に努めています。



みんなの街でも同じように  
やっているよ

※特定行政庁：建築基準法に基づく「許認可」や「違法建築への是正命令」などの建築行政を行う権限を持つ「建築主事」を置く地方自治体の長を指す。

## 7 まとめ

- ◆ 建築物の安全性や公益性を確保するため、許可には厳正な審査が必要です。
- ◆ 建築審査会は、公平・専門的な立場から審査・判断を行う重要な機関です。
- ◆ 指定確認検査機関の普及により、建築審査会の役割はますます重要になっています。

今後も茅ヶ崎市は、安心・安全な  
まちづくりを進めていくよ！

